

(十六)組合員個々の交渉事件

組合は昨年度に於て左記の如き個々の交渉問題を解決せり。尚左記は其の主なるものにして茲に記載する事を省略せるもの外に數十件に及ぶ。

國際汽船えり丸 末國又二郎君負傷治療費の件、國際汽船江崎丸 火夫の件、三上汽船南海丸 石炭夫の件、第二日清丸 火夫長交代問題、海福丸 船長下船問題、明天丸 火夫長交代問題、江崎丸 大工及火夫見習職務負傷の件、山下汽船第三吉田丸火夫高橋武君の件、小野汽船三島丸石炭夫櫻野保君の件、北洋丸大工日高八重助君の件、大阪商船乾取徳田文英君の件、三上汽船南海丸水夫立花清君の件、野口汽船八州丸水夫渡邊播磨君職務負傷の件、加藤商店平雄丸火夫船長右衛門君職務負傷の件、近海郵船船長丸乾取頼太郎君の件、三井船舶部船長糸山勝治君退社見舞金の件、同大盛重政君退社見舞金の件、東和汽船東新丸 機關部減員の件、橋本汽船龍神丸船長福君職務負傷の件、川崎汽船東洋丸金剛下君の件、長久丸火夫陳坤申君の件、山下汽船第一吉田丸火夫中川君の件、沙河丸 乗組橋本、金徳昌兩君の件、國際汽船夕映丸火夫秋田君職務負傷の件、川崎汽船江差丸乾天全井君君職務負傷の件、大阪商船あゆみ丸機關部員労働分擔量加増の件、國際汽船たすま丸乾取弓取實君職務負傷の件、八馬汽船第六多聞丸火夫前田吉右衛門君の件、東榮丸火夫藤井善夫君の件、松岡汽船美島丸油差丸山繁君殉職の件、大洋海運陽明丸水夫白木茂雄君職務負傷の件、漢口丸岸里福次郎君の件、沙河汽船玄武丸水夫見習山尾慶一君同乾夫差君の件、山下汽船南光丸火夫兵衛三彌君殉職の件、維新丸坂口一照君職務負傷の件、洋元丸水夫福田四郎君職務負傷の件、日吉丸水夫長伊藤山太郎君の件、陽南丸大工栗酒兼五郎君職務負傷の件、南洋郵船火夫山口久雄君職務負傷の件、帝國汽船幸喜丸水夫佐藤忠雄君職務負傷の件、東洋海運東榮丸 火夫健信君の件、坂谷汽船米山丸石炭夫熊代貞雄君殉職の件、帝國汽船華山丸水夫秋田光一君の件、第五室蘭丸水夫日向善雄君の件、帝國汽船郵洋丸乾夫若木作次郎君の件、笠原商事明天丸航海手當の件、東慶丸乾夫豊田彌清君の件、帝國汽船甲子丸水夫金龍風君職務負傷の件、大洋海運萬福丸航海手當の件

國際關係事項

(一)第八及第九回國際勞動總會

本組合より附崎労働代表及赤崎附員の出席せる第八回國際労働總會は、大正十五年五月十五日瑞西ジュネバに開かれ、六月五日閉會され、船内出移民監督の單純化に關する件」を勧告として採擇し、外に労働總會議事規則改正案を採決し、又労働事務局長の報告を承認せり。

第九回國際労働總會は、六月七日に開催され六月二十四日終了せるが、「船内に於ける労働監督に關する一般原則の問題は勧告として採擇され、國際海員法典問題は之を三分し、「船員雇傭契約に關する件」「船員送還に關する件」は夫々別々の條約案として之を採擇したるが、「船内紀律に關する件」は之を否決したり。又明後年(一九二八年)海員會議を開き、海上労働時間制限問題を議題にすべき決議案を採擇せり。右の外附崎労働代表は船員紹介問題に關する陳情書を非公式に労働事務局局長迄提出し、又海上に於ける人命の安全及救助に關する設備改善に關する陳情書を國際労働事務局を経て國際聯盟に提出したり

(二)労働代表一行歸朝

附崎労働代表、都竹同顧問、赤崎同附員は無事其大任を果し、八月十五日白山丸にて歸朝せり。

(三)第十回國際労働代表一行の件

昭和二年五月十五日より瑞西香港に於て開かる、第十回國際労働總會に出席すべき我國労働代表及顧問の推薦は、昭和二年一月三十一日限り申告する事となり、組合は代表候補に日本労働總同盟會長鈴木文治君、顧問に官業労働總同盟委員長西浦